

# 福 知 山 市

## 市 有 地 売 払 申 請 要 領

### 1 買受け申請

- (1) 申請に必要な書類
  - ① 普通財産売払申請書（様式第7号）
  - ② 住民票抄本またはそれに代わる証明書（法人の場合は履歴事項全部証明書）
  - ③ 納税証明書（市税について滞納のないことの証明）
  - ④ その他、市長が必要とする書類
- (2) 申請方法
  - ① 上記書類を福知山市資産活用課に持参又は郵送してください。
  - ② 上記以外の方法（電話、FAX等）による申込みは一切受け付けませんので、ご注意ください。
- (3) 申請時間  
土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。
- (4) 申請先  
〒620-8501 福知山市字内記13番地の1  
福知山市財務部資産活用課（TEL 0773-24-7068）
- (5) その他
  - ① 建築条件はありません。
  - ② 1世帯または1法人による複数区画の申込みも可能です。
  - ③ 申請者は、あらかじめ現地を確認したうえで間違いのないよう申請してください。  
（現地には地番、面積、価格を表示した立看板を設置していますので、参考としてください。）
  - ④ 虚偽の申し立てをされた場合は、その申請を無効とします。

### 2 申請資格

次の各号のいずれかに該当する者は、買受けの申込みをすることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項第2号から同項第6号までの規定に該当する者
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の構成員等
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、公正手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがされている者
- (4) 市税を滞納している者

### 3 売払決定通知

普通財産売払申請書受付後、「普通財産売払決定通知書」を交付します。

#### **4 普通財産売買契約の締結**

- (1) 普通財産売買契約の締結は、普通財産売買契約書により行います。
- (2) 申請者は、売払い決定の日から60日以内に普通財産売買契約を締結し、契約時には売買代金の100分の10(万円未満切り上げ)以上の金額を「契約保証金」として市に納付してください。(以降、申請者を契約者とします。)
- (3) 契約保証金は、福知山市普通財産売払事務取扱要綱第27条の規定により、契約を解除された場合は還付しませんので、ご承諾ください。  
ただし、融資利用を計画されている方で、融資契約が不成立の場合は無利息で全額還付します。
- (4) 契約者は、契約締結の日から60日以内に売買代金を納付してください。  
(但し、60日目が土曜日、祝日、日曜日の場合は、翌開庁日とします。)また、契約保証金を契約代金の一部に充当することができます。(以降、契約者を買受人とします。)

#### **5 普通財産の引渡し**

- (1) 市は、買受人が普通財産売買代金を完納されたことを確認次第、現地立ち会いのうえ現状のまま登記完了日以降に市有地を引渡します。その際、買受人は市有地の普通財産引受書を提出していただきます。
- (2) 買受人は本件市有地の引渡しを受けたときから、使用収益を開始することが可能となり、この時点からの維持管理を行っていただくことになります。

#### **6 所有権移転登記**

市有地の所有権移転登記は、市が行います。ただし、登記申請に必要となる登録免許税は買受人に負担いただきます。

#### **7 その他**

- (1) 市有地は、現状有姿で引渡します。住宅建築に係る擁壁、地盤改良、下水道汚水枡の位置変更、上水道・ガスの引込み、接面道路上の電柱・カーブミラー・植栽帯等の移設など手続き及び費用は全て買受人負担となります。
- (2) 地耐力調査・土壌汚染調査・埋設物調査は実施しておりません。調査をされる場合の費用は全て買受人負担となります。
- (3) この要領に定めのない事項については、福知山市普通財産売払事務取扱要綱並びに普通財産売買契約書の定めによるものとします。

購入希望者は、この要領に記載された事項について熟知のうえ、お申ください。  
また、建物を建築する際は、建築基準法や都市計画法等による指導がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

福知山市財務部資産活用課

電話0773-24-7068

FAX 0773-23-6537